

公立病院改革プランの概要

団 体 名		茅ヶ崎市					
プ ラ ン の 名 称		茅ヶ崎市立病院改革プラン(茅ヶ崎市立病院経営計画改訂版)					
策 定 日		平成 21年 3月 30日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	茅ヶ崎市立病院					
	所 在 地	神奈川県茅ヶ崎市本村5-15-1					
	病 床 数	401床					
	診 療 科 目	総合内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、代謝内分泌内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、精神神経科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>○地域の基幹病院として急性期医療の役割を担っていくこととし、高度医療に対応できる設備を整えるとともに、地域医療連携室の充実・強化を図り、病病・病診連携を積極的に推進し、慢性期患者の他施設等への移行を円滑に進めていく。</p> <p>○市民が24時間安心して暮らせるよう、他の医療機関では対応が困難な二次救急医療体制のより一層の充実強化に取り組む。</p> <p>○周産期療や小児医療の充実を図る。</p> <p>○大規模災害時の医療拠点病院としての機能充実及び地域医療機関との連携・支援体制の強化に努める。</p> <p>○市民の健康保持と疾病予防に積極的に関わっていく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地方公営企業法に基づき、毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に定められた経費とし、繰出項目としては①建設改良に要する経費②リハビリテーション医療に要する経費③周産期医療に要する経費④小児医療に要する経費⑤院内保育所の運営に要する経費⑥救急医療の確保に要する経費⑦高度医療に要する経費⑧保健衛生行政事務に要する経費⑨経営基盤強化対策に要する経費⑩財政再建企業等の10項目で、基準外の繰出はない。</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.4	93.2	96.3	99.1	101.7	
	医業収支比率	96.5	87.9	90.6	93.6	96.4	
	職員給与費対医業収益比率	48.8	57.8	57.0	54.5	52.0	
	材料費対医業収益比率	29.4	24.1	22.7	22.8	23.0	
	病床利用率	89.0	85.0	89.0以上	90.0以上	91.5以上	
	平均在院日数	12.5	12.5	14日以下	14日以下	14日以下	
上記目標数値設定の考え方		<p>全ての公立病院の共通の数値目標とされている経常収支比率100%以上(経常黒字)を平成23年度までに達成するとともに、総務省が数値目標として例示した医業収支比率95%、職員給与費対医業収益比率52%、病床利用率80%について、ここ数年の実績から達成可能と判断し、それに準ずる数値目標を設定した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	茅ヶ崎市 (茅ヶ崎市立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	備考
一日平均入院患者数		357.0	341.0	357以上	361以上	367以上	
一日平均外来患者数		990.2	987.4	1,000	1,000	1,000	
入院患者1人1日当たり単価		40,074	40,934	40,800以上	43,000以上	44,000以上	
外来患者1人1日当たり単価		13,428	8,717	8,800以上	9,300以上	9,800以上	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○平成21～23年度の計画期間中に業務委託の推進を図る。					
	事業規模・形態の見直し	○回復期リハビリテーション病棟を平成21年度から一般病床化する。 ○健康管理センター業務(人間ドック、検診業務等)は民間で提供可能なサービスのため、21年度中に運営の見直しをする。 ○医療情勢の変化に対応した柔軟な施設利用を行う。					
	経費削減・抑制対策	○医薬品や診療材料等の購入価格の削減を図る。 ○ジェネリック医薬品の採用により医薬品費の削減に努める。 ○委託契約の競争原理の徹底及び委託内容・委託先・契約方法等について見直す。 ○時間外勤務手当の縮減、臨時職員の活用、業務委託を進める。 ○光熱水費、燃料費等の更なる節減に努める。 ○SPDの定数管理を徹底し、過剰在庫を削減する。 ○医療機器の購入は事後検証及び費用対効果の精査に努め、計画的に購入する。 ○各部署の物品を点検・整理し、使用可能な物品の有効利用を図る。 ○近隣の公立病院と医薬品等の共同購入を研究、実施する。					
	収入増加・確保対策	○DPC導入後の収益増を図る。 ○クリニカルパスの充実と適用拡大に努める。 ○入院・外来の一人当たり単価のアップを図る。 ○請求漏れを削減し、収入増を図る。 ○診療報酬請求の査定率の低下に努める。 ○急性期リハビリテーションの充実を図る。 ○未収金対策として、法的対応を行っていく。 ○医療制度改革に伴う国・県の新たな補助的確保に把握し、補助金の確保に努める。 ○未利用地の売却による収益確保を図る。					
	その他	○地域医療連携室を充実するとともに、紹介・逆紹介の取り組みを強化する。 ○救急医療体制の充実(専従医の確保、救急病棟及びICUの確保、入院比率の向上)を図るとともに、高度医療を目指した診療機能の強化を図る。 ○周産期医療と小児医療の充実を努める。 ○がん治療の充実、推進に努める。 ○医療安全対策を推進し、安全・安心の医療提供体制を確立する。 ○急性期病院の体制に合わせた医師及び看護師等の安定確保に努める。 ○治験を充実させる。 ○インフォームドコンセントの充実を図る。 ○電子カルテシステムの導入について検討する。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	90.9%	18年度	89.4%	19年度	89.0%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	従来から回復期リハビリテーション病棟の利用率が低迷していたため、施設基準を取り下げ、一般病床として利用率の向上を図ることとした。なお、病床数の変更や増改築の予定はない。					

団体名 (病院名)	茅ヶ崎市 (茅ヶ崎市立病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	湘南東部医療圏(藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町)で、藤沢市民病院(一般病床530床、感染症病床6床)及び茅ヶ崎市立病院(一般病床401床)の2病院が設置されている。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	再編・ネットワーク化について、県は市町村域を越えた公立病院間または二次医療圏内での連携を図る場について、関係市等の意向把握を踏まえた設定の検討及びコーディネートを行うこととしている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成21年度	<内 容> 検討課題があれば、県に検討の場の設定及びコーディネートをしてもらうが、現時点では現行の独立した体制で病院運営をしていく予定である。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<時 期> 平成23年度	<内 容> 経営形態については、当面、現在の一部適用を継続しながら最大限の経営努力をしていくが、各年度の評価により、23年度までに経常黒字化の目標を達成することが困難な場合は、新たな経営形態に移行することについて関係部署と協議に入る。 なお、移行する場合の経営形態については、現時点では不明。	
その他特記事項		点検は、院内組織の「病院経営推進会議」で行い、評価は客観性を確保するため、外部委員で構成される「茅ヶ崎市立病院運営協議会」において行い、その結果は、ホームページ等で公表する。 毎年7月頃に開催する第1回目の「茅ヶ崎市立病院運営協議会」において評価を行い、それを受けて10月末までに公表する。		

(別紙)

団体名 (病院名)	茅ヶ崎市 (茅ヶ崎市立病院)
--------------	-------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	8,942	9,203	8,012	8,440	8,831	9,221
	(1) 料 金 収 入	8,226	8,491	7,186	7,586	7,965	8,363
	(2) そ の 他	716	712	826	854	866	858
	うち他会計負担金	312	300	406	448	456	448
	2. 医 業 外 収 益	803	775	774	809	802	796
	(1) 他会計負担金・補助金	705	674	675	703	697	691
	(2) 国 (県) 補 助 金	18	15	17	13	13	13
	(3) そ の 他	80	86	82	93	92	92
	経 常 収 益 (A)	9,745	9,978	8,786	9,249	9,633	10,017
	入	1. 医 業 費 用 b	9,090	9,540	9,120	9,316	9,431
(1) 職 員 給 与 費 c		4,221	4,495	4,633	4,814	4,813	4,795
(2) 材 料 費		2,573	2,708	1,928	1,920	2,015	2,116
(3) 経 費		1,386	1,449	1,544	1,696	1,781	1,870
(4) 減 価 償 却 費		887	842	991	862	797	764
(5) そ の 他		23	46	24	24	25	25
2. 医 業 外 費 用		481	500	304	290	290	281
(1) 支 払 利 息		241	235	228	219	210	201
(2) そ の 他		240	265	76	71	80	80
経 常 費 用 (B)		9,571	10,040	9,424	9,606	9,721	9,851
出	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	174	△ 62	△ 638	△ 357	△ 88	166
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	2	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	138	23	25	26	26	26
	特別損益(D)-(E) (F)	△ 136	△ 23	△ 25	△ 26	△ 26	△ 26
純 損 益 (C)+(F)	38	△ 85	△ 663	△ 383	△ 114	140	
累 積 欠 損 金 (G)	△ 2,029	△ 2,114	△ 2,777	△ 3,160	△ 3,274	△ 3,134	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	5,316	5,079	5,296	5,637	5,600	5,600
	流 動 負 債 (イ)	775	516	776	857	850	850
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	△ 4,541	△ 4,563	△ 4,520	△ 4,780	△ 4,750	△ 4,750	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 183	△ 22	43	△ 260	30	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.8	99.4	93.2	96.3	99.1	101.7	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 50.8	△ 49.6	△ 55.4	△ 56.6	△ 53.8	△ 51.5	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	98.4	96.5	87.9	90.6	93.6	96.4	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	47.2	48.8	57.8	57.0	54.5	52.0	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	△ 50.8	△ 49.6	△ 56.4	△ 56.6	△ 53.8	△ 51.5	
病 床 利 用 率	89.4	89.0	85.0	89.0以上	90.0以上	91.5以上	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	茅ヶ崎市 (茅ヶ崎市立病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 負 担 金	281	309	378	465	463	471	
	4. 他 会 計 借 入 金							
	5. 他 会 計 補 助 金							
	6. 国 (県) 補 助 金	1		4	3	3		
	7. そ の 他	7	2	1	20	1	1	
	収入計 (a)	289	311	383	488	467	472	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a)-(b)+(c) (A)	289	311	383	488	467	472	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	276	679	149	158	150	150
		2. 企 業 債 償 還 金	421	463	567	576	585	593
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
4. そ の 他		498	3	6	6	6	7	
支出計 (B)		1,195	1,145	722	740	741	750	
差引不足額 (B)-(A) (C)		906	834	339	252	274	278	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	906	833	339	252	274	278	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他		1					
計 (D)		906	834	339	252	274	278	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 1,017,200	() 974,253	() 1,081,172	() 1,150,727	() 1,152,811	() 1,138,770
資 本 的 収 支	() 280,799	() 308,644	() 377,923	() 465,505	() 463,183	() 470,711
合 計	() 1,297,999	() 1,282,897	() 1,459,095	() 1,616,232	() 1,615,994	() 1,609,481

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。